

## 函館市高齢者交通料金助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者に対する公共交通機関の乗車料金の助成に関し必要な事項を定めることにより、高齢者の外出を支援し、その社会的、文化的活動その他の社会参加の促進を図るとともに、健康の保持および生活の質の向上に資することを目的とする。

### (対象者)

第2条 この要綱による交通料金の助成（以下「助成」という。）を受けられることができる者（以下「対象者」という。）は、市の区域内に住所を有する70歳以上の者とする。

2 前項に規定する市の区域内に住所を有する者とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民票に記録されている者および市の区域内に居住する者で本市の住民票に記録されていない者のうち、市長が特に認めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、函館市障害者等外出支援事業実施要綱（平成24年3月23日制定）の規定により助成を受けた者は、対象者としなない。

### (申請等)

第3条 助成を受けようとする者は、別記様式の申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、受給資格があると認める者（以下「受給者」という。）に対しては、次条に定めるところにより、函館市高齢者交通料金助成券（以下「助成券」という。）を交付し、受給資格がないと認める者に対しては、その旨を通知するものとする。

### (助成券)

第4条 助成券は、函館市企業局および函館バス株式会社（以下「交通事業者」という。）が発売する函館市高齢者交通料金助成専用乗車カード（以下「乗車カード」という。）を発売額の半額で購入することができる券とする。

2 助成券の交付は、1年度につき500円券12枚綴り1冊とする。

3 助成券の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(助成券の使用場所)

第5条 受給者が助成券を使用して乗車カードを購入できる場所は、交通事業者が当該乗車カードの販売に関し契約を締結した販売所ならびに交通事業者の営業所および指定する電車、乗合自動車の車内（以下「販売所等」という。）とする。

(助成券の使用方法)

第6条 受給者が助成券を使用して乗車カードを購入しようとするときは、1,000円の乗車カードの場合は、1枚につき助成券1枚を添え現金500円、また、5,000円の乗車カードの場合は、1枚につき助成券5枚を添え現金2,500円を販売所等に支払うものとする。

(乗車カードの使用方法等)

第7条 助成券を使用して購入した乗車カードの使用法、再発行、交換および払戻し等の取扱いは、交通事業者が定める運送約款等によるものとする。

(乗車カードの通用区間)

第8条 助成券を使用して購入した乗車カードの通用区間は、次のとおりとする。

(1) 市営電車の運転系統の全区間（箱館ハイカラ號の車両および貸切運行による運転系統の全区間を除く。）

(2) 函館バスの運転系統のうち、市の区域内の停留所相互区間（お元気バスおよび貸切運行による運転系統の全区間を除く。）

(受給資格の喪失等)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該事由の発生したときに受給資格を喪失する。

(1) 市の区域内に住所を有しなくなったとき。

(2) 第2条第2項に規定する市長が特に認める者にあつては、その理由を欠くに至ったとき。

(3) 函館市障害者等外出支援事業実施要綱の規定により助成を受けることとなったとき。

2 受給者は、助成券の交付を受けた後に受給資格を喪失したときは、未使用の助成券を市長に返還しなければならない。

(譲渡, 不正使用等の禁止)

第10条 受給者は、交付を受けた助成券およびこれを使用して購入した乗車カードを他人に譲渡, 貸与または転売してはならない。

2 市長は、受給者が前項の規定に違反したときは、交付を受けた助成券およびこれを使用して購入した乗車カードの返還を命じ、または助成券の交付を一定期間停止することができる。

(助成券の再交付)

第11条 受給者が助成券を紛失したときは、再交付を受けることができない。

2 受給者は、助成券を汚損し、または破損したときは、別記様式の申請書に当該助成券を添えて、市長に申請し、再交付を受けることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成24年3月23日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に函館市障害者等に対する市営交通機関等利用証交付規則（昭和48年函館市規則第38号）により半額利用証の交付を受けている者（同規則第2条第7号に掲げる者に限る。）は、第3条第2項の規定により受給資格の認定を受けた者とみなす。
- 3 助成の申請の手続その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。